

財務省告示第三百三十六号

個人向け国債の取扱機関になることができる者
のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めるこ
とが適当でないとして認められる者を除いた者を変更
したので、個人向け国債の発行等に関する省令（平
成十四年財務省令第六十八号）第四条第五項の規
定に基づき、個人向け国債の募集の取扱いを行う
ことができる者を定めた件（平成十七年十二月財
務省告示第四百五十一号）の一部を次のように改
正する。ただし、
（一）小田原市農業協同組合、あ
しがら農業協同組合を削る改正規定については、
平成十八年八月三十一日から適用する。

平成十八年九月四日

財務大臣 谷垣 禎一

（一）小田原市農業協同組合、あしがら農業協同
組合を削り、
（二）三菱UFJメリリンチPB証
券株式会社、
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）
（十一）
（十二）
（十三）
（十四）
（十五）
（十六）
（十七）
（十八）
（十九）
（二十）
（二十一）
（二十二）
（二十三）
（二十四）
（二十五）
（二十六）
（二十七）
（二十八）
（二十九）
（三十）
（三十一）
（三十二）
（三十三）
（三十四）
（三十五）
（三十六）
（三十七）
（三十八）
（三十九）
（四十）
（四十一）
（四十二）
（四十三）
（四十四）
（四十五）
（四十六）
（四十七）
（四十八）
（四十九）
（五十）
（五十一）
（五十二）
（五十三）
（五十四）
（五十五）
（五十六）
（五十七）
（五十八）
（五十九）
（六十）
（六十一）
（六十二）
（六十三）
（六十四）
（六十五）
（六十六）
（六十七）
（六十八）
（六十九）
（七十）
（七十一）
（七十二）
（七十三）
（七十四）
（七十五）
（七十六）
（七十七）
（七十八）
（七十九）
（八十）
（八十一）
（八十二）
（八十三）
（八十四）
（八十五）
（八十六）
（八十七）
（八十八）
（八十九）
（九十）
（九十一）
（九十二）
（九十三）
（九十四）
（九十五）
（九十六）
（九十七）
（九十八）
（九十九）
（百）

農業協同組合、新田郡農業協同組合、群馬みどり
農業協同組合、太田市農業協同組合、あおば農業
協同組合、うま農業協同組合、西条市農業協同組
合、新居浜市農業協同組合、周桑農業協同組合、
越智今治農業協同組合、今治立花農業協同組合、
松山市農業協同組合、愛媛たいき農業協同組合、
西宇和農業協同組合、東宇和農業協同組合、えひ
め南農業協同組合、えひめ中央農業協同組合、土
佐香美農業協同組合、南国市農業協同組合、北九
州市農業協同組合を、大阪貯蓄信用組合、北九
次に、東京都職員信用組合を、大阪貯蓄信用組合の